

策定の背景

- 高槻市の現状
  - ・急激な高齢化の進行に伴う社会保障関係費等の増大や公共施設の老朽化対策など、行財政面のほか、様々な課題に直面することが想定されており、変革を行う必要性・重要性・緊急性が高いといえる状況にあります。
- 高槻市これまでの情報化の取組
  - ・「e-たかつき計画」⇒「e-たかつき計画Ⅱ」⇒「e-たかつき計画Ⅲ」。
  - ・『①ユビキタス行政サービスの提供による市民の利便性の向上』、『②行政の透明性の確保と行政情報発信の充実』、『③全体最適による費用対効果の確保』の視点で、具体的な各種施策を推進してきました。
- e-たかつき計画Ⅲまでの総括
  - ・業務効率化のためのシステム化や基盤となるシステムの導入など、基本施策は概ね計画どおりに完了したと考えています。
  - ・しかし、ICTの発展の速度は著しく、これまでの中長期年でのPDCA型の情報化計画では、社会情勢の変化速度より遅く、情報化計画の在り方について改める契機と考えています。
- 社会のICT動向
  - ・近年では、AIやIoTといった新たな技術を活用したサービスも進展しつつあり、ICTには新たな産業や商品・サービスを生み出す大きな力があり、今後もその流れは続くと考えられます。
- 高槻市情報システム最適化・再構築計画の方針
  - ・既に行政運営上不可欠なツールとなっている情報システムを、より効率的・効果的に導入・運用していくための全庁的かつ具体的な取組を示したものです。
  - ・「①サーバの統合によるコストの削減」、「②共通基盤を介したシステム連携による各業務システムの開発コスト及び保守運用コストの削減」、「③ホストコンピュータシステムの再構築の検討」、「④ITガバナンスの強化によるITコストの適正化」などに取り組みます。

計画の概要

- 概要と目的
    - ・本市総合計画、行革大綱、改革方針、その他の計画等の各種計画の実現におけるICTの利活用の方針を示すものとしてします。
  - 計画の位置付け
    - ・市の施策目標の実現に向けて、ICTとデータ利活用の視点から捉え支援していくためのものです。
    - ・「e-たかつき計画Ⅲ」に代わる本市の情報化計画として、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定される、市町村官民データ活用推進計画（努力義務）に位置付けられる、ICT戦略の指針とします。
  - 計画の期間
    - ・社会情勢の変化の速度を勘案し、令和2年度（2020年度）から、令和7年度（2025年度）までの6年間で第1.0版とします（\*）。
    - ・令和8年度（2026年度）以降については、大きな見直しがあれば、新しい計画の策定は行わず、第2.0版へ改版を行い、計画を延長することで、新しい計画の策定に代えることとします。
- (\*)国の「自治体DX推進計画」の計画期間等を踏まえ、当初、令和6年度までとしていた計画期間を1年延長

**官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の概要**

**目的** 官民データ活用推進基本法の策定その他施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与する。

**第1章 総則**

- ◆「官民データ」とは、電磁的記録に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。
- ◆基本理念
  - ①IT基本法等による施策と相まって、情報の円滑な流通の確保を図る
  - ②自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
  - ③官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する
  - ④官民データ活用の推進に当たって、
    - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること
    - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用
    - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備
    - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備
    - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用
- ◆国、地方公共団体及び事業者の責務  
法制上の措置等

**第2章 官民データ活用推進基本計画等**

- ◆政府による官民データ活用推進基本計画の策定
- ◆都道府県による都道府県官民データ活用推進計画の策定
- ◆市町村による市町村官民データ活用推進計画の策定（努力義務）

**第3章 基本的施策**

- ◆行政手続に係るオンライン利用の原則化・民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進
- ◆国・地方公共団体・事業者による自ら保有する官民データの活用の推進等、関連する制度の見直し（コンテンツ流通円滑化を含む）
- ◆官民データの円滑な流通を促進するため、データ流通における個人の関与の仕組みの構築等
- ◆地理的な制約、年齢その他の要因に基づく情報通信技術の利用機会又は活用に係る格差の是正
- ◆情報システムに係る規格の整備、互換性の確保、業務の見直し、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備（サービスプラットフォーム）
- ◆国及び地方公共団体の施策の整合性の確保
- ◆その他、マイナンバーカードの利用、研究開発の推進等、人材の育成及び確保、教育及び学習振興、普及啓発等

**第4章 官民データ活用推進戦略会議**

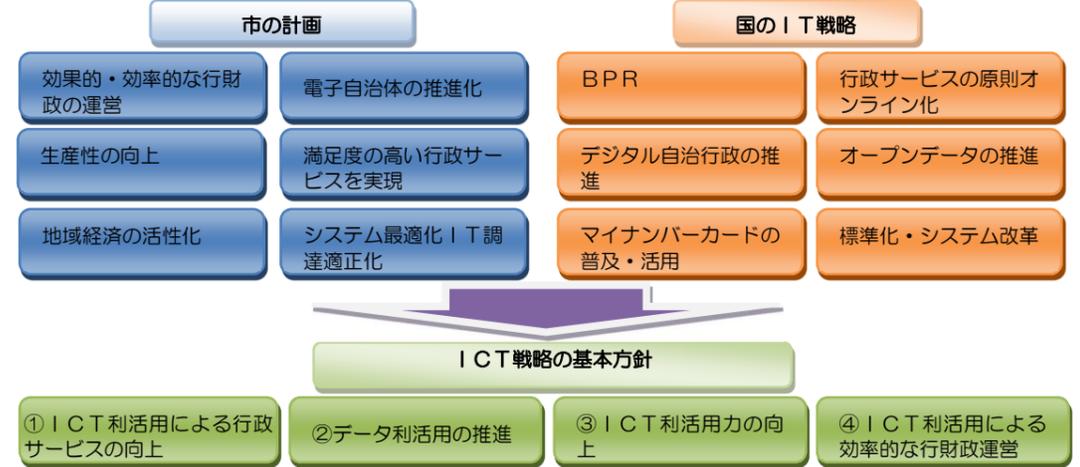
- ◆IT戦略本部の下に官民データ活用推進戦略会議を設置
- ◆官民データ活用推進戦略会議の組織（議長は内閣総理大臣）
- ◆計画の策定及び計画に基づく施策の実施等に関する体制の整備（議長による重点分野の指定、関係行政機関の長に対する勧告等）
- ◆地方公共団体への協力

**附則**

- ◆施行期日は公布日
- ◆本法の円滑な施行に資するための、国による地方公共団体に対する協力

基本方針

●計画の基本方針  
デジタル・ガバメントに代表される行政内部の業務改革の結果、市民サービス向上に繋げる視点を軸に、本市の各計画及び国のICT戦略を踏まえ、「ICT戦略の基本方針」の4つの主な取組の柱を以下のとおり設定します。



- ICT戦略の基本方針の設定趣旨
  - ICT利活用による行政サービスの向上
    - ・ICTの利活用の推進による行政サービスのデジタル化を推進します。
  - データ利活用の推進
    - ・行政データのオープン化の更なる推進のほか、マイナンバー制度を利用した行政の効率化に向けた取組、EBPMにより効果的・効率的な上位計画の各施策の実現に努めます。
  - ICT利活用力の向上
    - ・職員のICT利活用力と情報リテラシーの底上げを行うための人材育成を図ります。
  - ICT利活用による効率的な行財政運営
    - ・ICT利活用による作業の自動化や業務におけるAIの活用など、業務の効率化に向けた取組のため、AIやRPAに関する調査研究・活用策の検討を行っており、引き続き取組を進めていきます。
    - ・最適化の方針に基づき、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減などの効果が期待される業務・システムの標準化やクラウド利用の推進のほか、共通基盤の構築やホストコンピュータシステムの再構築に取り組みます。

推進体制

- 新たな推進体制
  - ・市長を本部長とする「IT推進本部」に法制面やICTに関しての専門幹事を含む課長級の幹事会を設置。
  - ・CIOが電子自治体の推進に関すること、情報システムの最適化に関すること等を統括。
  - ・ITガバナンスに関してCIOを補佐する情報化責任者を設置。

個別施策の方向性

- ICT利活用による行政サービスの向上
  - ・「防災分野におけるICTの利活用」、「スマートシティ実現のためのICTの利活用」、「デジタルファーストの推進」、「子育て分野におけるICTの利活用」
- データ利活用の推進
  - ・「EBPMの推進」、「オープンデータ化の推進」、「非識別加工情報の利活用に関する検討」
- ICT利活用力の向上
  - ・「職員のICT利活用スキルの向上とBPRとITガバナンスの推進」、「教育におけるICT利活用」
- ICT利活用による効率的な行財政運営
  - ・「積極的なICTの利活用」、「教員の負担軽減」、「共通基盤の導入／ホストコンピュータシステムの再構築」